

「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則（改正案）」について（概要）に関する意見の概要と市の考え方

※1 意見の概要については、趣旨が損なわない範囲で、一部語句を修正をしているものがあります。

※2 引き続き法的な整合性等の確認を実施するため、条例施行規則公開時に内容を一部修正する場合があります。

No.	項目	意見の概要	市の考え方	条例施行規則への反映
1	3（1）	火災の延焼原因となる「プラスチック、ゴム類」が雑品スクラップの中に定義されていないように思います。火災の延焼原因となるものなので定義の中で明示していただきたい。	ご意見ありがとうございます。 プラスチック、ゴム類については千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和3年千葉市条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項にて、再生資源物として定義されています。今回の条例規則改正において「雑品スクラップ」は、火災の発生原因として取り扱っており、延焼原因については趣旨からずれることになります。なお、3（4）雑品スクラップの保管基準に記載しているとおり、延焼原因となるものが雑品スクラップの周囲にあることのないように、厳格な規則を設けます。	
2	3（1）	条例の再生資源物の定義は、再生資源として収集された・・・及びこれらの混合物 となっています。これと、“①雑品スクラップ 再生資源物のうち、使用済みの電気電子機器が混合された状態のものをいいます”は、条例で定義した再生資源物の内、使用済みの電気電子機器が混合された状態のもののみ雑品スクラップとして分類をすることになります。しかし、条例第36条 第2条（1）の再生資源物の定義には、上記の再生資源物の記述がありません。 先ず、再生資源物の分類を千葉市HPに記載されているように下記のようにすることから始めることが分かりやすくなると思います。 鉄スクラップ・・・鉄筋、鉄骨など 銅スクラップ・・・電線、配電盤など 雑品スクラップ（金属スクラップにプラスチックやガラスなどの他の材質が付着したもの）・・・水道メーター、廃家電、モーターなど	ご意見ありがとうございます。 まず、条例において「再生資源物」を定義し、その詳細を施行規則で定義しています。 雑品スクラップの定義は、今回改正を行う条例規則で定義します。 なお、本市HPなどにおいて、わかりやすい情報発信を行うよう努めてまいります。	
3	3（1） 3（2） 3（4）	“③不燃材料 建築基準法で定められた不燃材料等をいいます”と記載されています。先ず、“③不燃材料 建築基準法 第2条 九で定められた不燃材料をいいます”が明確な定義だと思います。次に、“不燃材料等”という記述は定義を曖昧にします。 ※建築基準法 第2条 九 不燃材料 建築基準法施行令第108条の2 第1号から第3号 防火材料（不燃材料、準不燃材料、難燃材料） ②添付書類の追加 の説明文は“不燃材料”とあり、“等”はありません。3（4）イも同様。	ご意見のとおり、“等”を削除します。	○
4	3（2）	申請書並びに添付書類（標準作業書）に追加する記載項目欄に「ヤードに隣接する住民への速やかな通知、結果報告を記載」を、追加していただきたい。	ご意見ありがとうございます。 今回の改正案概要には、火災発生時の市への通報体制についてを追記する旨記述しております。 なお、発災時の住民への周知については、再生資源物屋外保管事業者に限らず、日頃から近隣住民との関係構築が重要であると考えており、必要に応じて事業者に対し指導してまいります。	
5	3（4）	リチウムイオン電池が出火する原因は水だと考えられ、水分を遠ざけることは雑品スクラップの自然的な火災を少なくすると考えます。リチウムイオン電池に雨水が触れることを防ぐため、雑品スクラップは燃えづらい天井の下に保管することが効果的だと考えます。	ご意見ありがとうございます。 本条例は、再生資源物の屋外保管について規定するものです。引き続き雨水等による出火がないよう指導してまいります。なお、再生資源物の屋外保管事業場の多くは都市計画法に定める市街化調整区域に位置しており、建物（屋根等も含む。）の建造が制限された土地にあります。	
6	3（4）	リチウムイオン電池が出火する原因は水だと考えられ、水分を遠ざけることは雑品スクラップの自然的な火災を少なくすると考えます。湿気が籠り、水滴が発生することを防ぐため、雑品スクラップは乱雑に置かず空間を空けて風通しを良くすることが効果的だと考えます。	ご意見ありがとうございます。 再生資源物の保管基準については、条例施行規則13条に規定されており、保管場の大きさや、間隔についても定めております。今回の改正で、雑品スクラップを保管する場合は、現行の規則よりも保管基準を厳格にします。 なお、効果的な対策について消防局とも連携し、取り組んでまいります。	
7	3（4）	ヤード事業者に消火体制・防火水槽の設置を義務づけていただきたい。	消防設備の設置義務化については、専門機関のご意見を踏まえ、一律に規定することは適当でないと考えております。 引き続き、現場の状況に応じ効果的な発災時の体制について指導してまいります。 なお、専門機関の意見を踏まえ、無人時に火災が発生した際の体制を構築し、あらかじめ市に提出する文書中に記載することを今回の条例規則改正案に盛り込んでおります。	

8	3 (4)	①雑品スクラップの保管基準は【新規】となっています。これは、雑品スクラップが新しく定義されたことによると思います。しかし②には何の注釈也没有ありません。この箇所のタイトル(4) 保管基準の追加からすれば、①雑品スクラップの保管基準【新規】の【新規】は必要ないと思います。	ご意見ありがとうございます。 当該箇所は、従前の保管基準に、雑品スクラップにかかる基準を追加する改正について記載しています。この内容は、今回の改正の主軸の部分であるため、新規で規定されるものであることを強調するために【新規】とつけています。	
9	4 (1)	“事業場内に新たに雑品スクラップの保管場を設定する場合(既に雑品スクラップの保管場を設けている場合を除く。)”には、条例に基づく変更申請が必要になります”と記載されています。上記記載のアンダーライン部ですが、雑品スクラップは今回の改正で初めて定義されたわけですから、既に雑品スクラップの保管場を設けている事業所は存在しないと思います。したがって、カッコ書の文章は必要ないことになります。	改正後の条例施行規則を施行する前の時点ではご意見のとおりとなります。 改正後の条例施行規則は、継続して運用していくものになりますので、規定しています。	
10	5	「5 雑品スクラップの保管を行う場合のイメージ図」中に火災発生要因とされる電池の保管場所が記されていない。これが一番大事な保管物と考えるので保管場所を定義していただきたい。	ご意見ありがとうございます。 5の説明書きにあるように、図中の再生資源物の保管場は火災注意品目の保管場を含んでいます。	
11	その他	指導人員の増員・予算要求をする必要があると考えます。	ご意見ありがとうございます。 今後の規制指導の参考にさせていただきます。	
12	その他	現状、3m程度の生活道路上にスクラップを搭載した大型トラックが往来しており、すれ違いが出来ない、道路が積載重量で破損される等市民生活上多大な支障をきたしている。条例第8条第1項第2号に則り、屋外保管事業場の場所の土地の地形及び地質が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであることとするため、事業場の設置は、大型車両制限令(6.5m以上)の道路に接することとしていただきたい。	ご意見ありがとうございます。 今後の規制指導の参考にさせていただきます。	
13	その他	更科、白井での火災発生時、水源が遠く、消防車の中継をふくめ12台、15台出動したケースがあった。交通規制、消火活動の規模拡大に伴う経費の増大につながるため、事業場の設置は、火災発生時に速やかな消化活動ができる距離・場所であることとしていただきたい。	ご意見ありがとうございます。 今後の規制指導の参考にさせていただきます。	
14	その他	“条例に基づく継続的な指導により、約9割の事業場において再生資源物の保管基準が遵守されています”と記載されています。ということは、約1割の事業所が保管基準を遵守していないということです。まず、約1割の事業所の実数を教えていただきたい。	ご意見ありがとうございます。 保管の状況は都度変化しているため実数の公表はしておりませんが、行政処分を実施した場合については、記者発表を行っているほか、産業廃棄物指導課のHPにて詳細を公開しております。	
15	その他	保管基準を遵守していないことを明らかにする公示などを行っているのか伺いたい。	行政処分を実施した場合については、記者発表を行っているほか、産業廃棄物指導課のHPにて詳細を公開しております。	
16	その他	過去に罰則を適用したことはあるのか、教えていただきたい。	現在に至るまでで、罰則に至ったケースはありません。	